

平成28年 1月 7日

千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市男女共同参画審議会
会長 皆川 宏之

男女共同参画及びDV防止・支援に関する次期基本計画について（答申）

平成27年7月2日付け27千市男女第81号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（後期計画）」及び「千葉市DV防止・支援基本計画」の計画期間が平成27年度をもって終了することから、平成28年度以降の男女共同参画及びDV防止・支援に関する次期計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

2 答申

本審議会で審議した結果、別紙のとおり意見を述べます。

I ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランについて

1 国の動向や現行計画の評価等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、5つの基本目標、19の施策の方向性を設定すること

また、計画の名称についても、事務局案通りとすること

千葉県では、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指しています。

この男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画社会実現に向けての理解の促進」「男女平等と人権の尊重」「あらゆる分野における女性の活躍」「仕事と生活の調和を実現できる社会づくり」「生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援」を基本目標として設定し、この目標を達成するための施策を体系的かつ計画的に推進することが必要と考えます。

また、次期計画が千葉市の第4次計画にあたることから、計画名称を事務局案通りとすることが適当と考えます。

2 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進に努めること

固定的な性別による役割分担意識に捉われず、市民一人ひとりが男女共同参画意識を持つためには、家庭や地域における学習機会の充実を図ることが重要です。特に男女共同参画社会の実現に向けての拠点施設である男女共同参画センターは、男女共同参画推進において大きな役割を担っています。男女共同参画センターの有する5つの機能が有効に活用されるよう、積極的な周知を図り、利用を促進するとともに、各種事業の更なる充実により、男女共同参画についての理解の促進を図ることが重要であると考えます。

3 男女平等と人権の尊重に関する各種施策の充実に努めること

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などは、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されるものではありません。このため、これら人間としての尊厳を損なう行為を防止するための取組みや、被害への対応の充実を図る必要があります。特に性犯罪等の被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備や被害者の心身回復のための支援などの充実が重要であると考えます。

4 あらゆる分野における女性の活躍に向けて、女性の積極的な登用促進や支援に努めること

一人ひとりが自分らしく輝く社会は、女性のみならず、男性にとっても、生きやすい社会と言えます。とりわけ、政策・方針決定過程への女性の登用は、女性の意見を社会に反映し、女性が自分らしく活躍できる場を広げていくことに繋がることから、模範となるべき市役所や事業所における女性の積極的な登用を促進することが求められます。

また、働く場において女性が能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成や職業能力の開発・向上を支援することが重要と考えます。

5 仕事と生活の調和を実現できる社会づくりのための各種施策の推進に努めること

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、長時間労働など従来の働き方を見直し、市民一人ひとりが仕事、子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動など、多様な選択のもとに、バランスのとれた生き方ができる社会づくりが求められます。このため、個人の意識変革を促すだけでなく、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むよう積極的な働きかけが必要であるほか、家庭や地域においては、従来の固定的性別役割分担意識に基づいた女性と男性の在り方を見直していくことが重要です。

また、母子家庭などのひとり親家庭の増加に伴う女性やこどもの貧困が深刻化していることから、生活困難な状況にある家庭が経済的に自立し、安心して暮らすことのできる環境づくりが必要と考えます。

6 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解促進と支援の充実を図ること

心身の健康や性に関する教育や相談、情報提供などを充実させることで、男女が互いの性や健康についての理解を促進するとともに、日々の健康づくりを支援することが求められます。特に女性は、妊娠や出産の可能性があることから、男性とは異なる健康上の配慮が求められます。そのため、安心して出産できる環境の整備や、性差に配慮した医療を推進していくことが求められます。

また、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組みの重要性についての認識を高めるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れることが大切です。

さらに、人権への配慮や多様な人材の活躍といった観点から、LGBT（性的少数者）への理解促進のほか、様々な悩みを抱える当事者のための支援が必要と考えます。

Ⅱ 千葉市DV防止・被害者支援基本計画（第2次案）について

1 DVの特性と現行計画の評価等を踏まえ、「DVの根絶」とした基本理念を継承しつつ、5つの基本目標、12の施策の方向を設定すること

また、計画の名称についても、事務局案通りとすること

DVは被害者の人権を侵害するものであり、暴力はいかなる場合も許さないという意識を社会全体で共有することは、「男女平等と人権の尊重」の最も基本的な施策であり、DVのない社会を構築するための積極的な施策の展開を図るためには、「DVの根絶」を基本理念とすることが必要です。

この基本理念のもと、「暴力を許さない地域づくりの推進」「相談体制等の充実」「被害者の安全確保の徹底」「被害者の自立と生活再建の支援」「施策推進体制の整備」を基本目標として設定し、この目標を達成するための施策を体系的かつ計画的に推進することが必要と考えます。

また、DVの防止と被害者の支援を計画名称とすることについても、事務局案通りとすることが適当と考えます。

2 あらゆる暴力の根絶をめざし、各種施策を推進することで、被害者の人権を守り、暴力防止に向けた啓発活動を進めるとともに、若者に対するデートDVの予防教育を推進すること

市民の一部に残る「暴力を容認する考え」を減少させる啓発活動や子どもの頃からの暴力を許さない早期予防教育が非常に重要であると考えます。本計画期間中には、特に若者に向けたデートDVの予防教育に取り組み、人権やデートDVについての認識を高め、暴力によらない人との関わり方を学ぶことが必要と考えます。

3 DV被害者が安全・適切に相談が受けられるよう相談窓口の周知に努め、相談体制の充実を図ること

潜在的なDV被害者を救済するためには、DV被害者に直接かかわる関係者、特に母子保健に携わる職員の意識を高めることは重要と考えます。また、被害者の身近にいる方々のDV・暴力についての理解を深めることも大切であり、そのうえで、相談窓口等の被害者支援制度の周知が重要であると考えます。DV被害者を早期に発見し、相談窓口等へ繋げられる取組みを充実させることが必要と考えます。また、配偶者暴力相談支援センターは、相談者の抱える課題を理解し、適切な助言を行えるさらなる専門性の向上が重要であると考えます。

4 DV被害者への自立と生活再建にあたっては、状況に応じた適切できめ細やかな支援を図ること

DVから逃れてきた被害者等の負担と不安を軽減し、新しい土地で安定した生活が可能となるようそれぞれのおかれた状況をよく理解し、きめ細やかな支援を行う必要があります。そのためには、DV被害者と関わる関係職員等が二次的被害を防止し、DV被害者の状況に応じた適切な支援が行えるような体制整備が必要と考えます。

また、様々な事情を抱え、公的制度の活用が困難な方には、一時避難後に自立した生活を確立するまでの間、被害者を支援するステップハウスの機能を取り入れ、支援することが必要と考えます。

5 DV被害者等へのケアの充実に努めること

DV被害者は、繰り返される暴力の中で心的外傷等を抱えており、加害者からの追及の恐怖や将来への不安等により、精神的に不安定な状況にあります。また、同伴する子どもについても、面前でのDVによる心理的な虐待に加え、転居等による生活の変化により、大きな心的影響を受けています。加害者から避難した後でも、心の蓋が開いたり、フラッシュバックしたりする状況があることから、自立に向けた生活再建を行いながら、同伴者を含むDV被害者の心身の回復支援が非常に大事なことであり、被害者等が適切なケアを受けることが出来るよう、施策の充実に努めることが必要と考えます。

6 施策推進を図るため、関係機関との連携を強化すること

DV被害者の早期発見や通報、一時保護、自立と生活再建の支援等、切れ目のない支援を行うためには、警察、医療機関、法律相談機関、民間団体等、様々な機関と十分に連携を図ることが必要と考えます。